



### CSRに対する考えと推進体制

日立電線グループは、日立グループCSR(企業の社会的責任)活動取組み方針に則り、CSRの重要性を強く認識し、それを重視した経営を目指しています。

当社グループは、CSR重視の経営を実現するために、2005年

4月よりCSR推進委員会を設置しています。CSR推進委員会では、これまで個別に実施していた環境保全や社会貢献等企業の社会的責任に関する諸活動を一元的に取りまとめ、全社的な視点から推進していきます。

#### 日立グループCSR活動取組み方針

##### 1. 企業活動としての社会的責任の自覚

日立グループ全役員及び従業員は、企業の社会的責任(CSR)が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく、本取組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

##### 2. 事業活動を通じた社会への貢献

優れた研究・技術・製品開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客様に提供すると共に、豊かで活力のある社会の構築に貢献します。

##### 3. 情報開示とコミュニケーション

日立グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うと共に、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

##### 4. 企業倫理と人権の尊重

文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うと共に、人権の尊重及び高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

##### 5. 環境保全活動の推進

環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活動を行います。

##### 6. 社会貢献活動の推進

良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進します。

##### 7. 働きやすい職場作り

全ての従業員にとって、働きやすい、やりがいのある職場作りに努めると共に、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる、意欲ある従業員を積極的に支援します。



当社は、法と正しい企業倫理並びにCSRの重要性を踏まえて事業の持続的発展を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本に据え、これを経営上の最重要課題の一つであると考えています。当社は、こ

の基本方針のもと経営の意思決定スピードをさらに迅速化し、経営の透明性を一層向上させるため、委員会設置会社制度を採用し、経営の「執行」と「監督」の両機能を明確に分離しています。

## 1. 取締役会

取締役会は、経営の基本方針等の決定と監督に徹し、業務の決定・執行の権限を、執行役に大幅に委譲しています。取締役会の中には、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名、監査、報酬の三委員会を設置し、取締役会の監督機能の一翼を担っています。

監査委員会は原則として毎月、指名・報酬の各委員会は必要の都度、それぞれ開催されています。なお、取締役会を構成する8名の取締役のうち社外取締役は3名です。

## 2. 執行役員

執行役の業務執行に対する内部統制としては、執行役全員で構成される執行役員会を設けています。これは、各執行役が取締役会から委任された重要事項等を決定する際に、多面的な検討を加えられる

ようにするとともに、各執行役の業務の執行状況に関する情報の共有を図ることを目的としています。

## 3. 内部監査

内部監査への対応については、監査室(専任5名、兼務16名)を設置しており、当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性についての計画的な監査並びに内部統制の推進を実施しているほか、コンプライアンス推進本部(専任1名、兼務8名)が法令及

び企業倫理に則った企業活動のための教育、監査及び指導を当社各部門及び当社グループ会社に対して随時行っています。監査委員会は、これらの監査結果の報告を受け、また取締役及び執行役の職務の執行状況を適宜報告させることにより十分に監視ができる体制をとっています。

## 4. リスク管理の状況

経営上の各種のリスクについては、リスク管理に関する方針の決定、リスクへの対応及び再発防止策等リスク管理に関する情報の共有を目

的とし、執行役会の下部組織として、執行役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、リスクの抽出、評価、予防、低減を図っています。

## 5. コンプライアンス強化に向けて

コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であると言う認識を基本としています。そのため、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動を取っていきます。当社は、この内容を反映させた「日立電線企業行動指針」を制定し、役員および従業員が取るべき行動の具体的基準としています。また、米国企業改革法の要請に

基づき、標準的なフレームワーク(COSOフレームワーク)に基づく内部統制システムの整備を全社的に推進するため、2005年4月1日付で、監査室内部統制推進グループを設置しました。一方、自浄作用を補完するため従業員一人ひとりが行動指針に沿った行動をこころがけるよう2003年10月1日より内部通報制度も導入しています。

構造図については、以下です。

